

一般社団法人石川県繊維協会
会長 遠藤 幸四郎 様

石川県健康福祉部長
(公 印 省 略)

一般事業主行動計画の策定について（周知依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

仕事と子育ての両立や雇用環境整備のため企業が策定する一般事業主行動計画について、本県では、いしかわ子ども総合条例により、従業員 21 人以上 49 人以下の企業は積極的努力義務としてきました。

こうした中、従業員の仕事と子育ての両立を一層推し進めるため、従業員 21 人以上 49 人以下の企業の皆様について、令和 8 年 4 月 1 日から一般事業主行動計画の策定を義務化いたします。

計画の策定は、従業員の柔軟な働き方につながるだけでなく、企業にとっても人材の確保・定着等にメリットがあり、未策定の企業には、令和 8 年 3 月末までに計画策定のご準備を進めていただくよう、策定手順等を周知するとともに、石川県社会保険労務士会による策定支援についてご案内しております。

つきましては、チラシを送付いたしますので、貴団体会員様への周知につきまして、ご配慮賜りますようお願い申し上げます。

(参考)

従業員の数	規定内容	根拠法令
101 人以上	義務	次世代育成支援対策推進法 [国]
50～100 人	義務	いしかわ子ども総合条例 [県]
21～49 人	平成 31 年 4 月～積極的努力義務 令和 8 年 4 月～ 義務	〃

※従業員の定義（役員は除く）

常時雇用する労働者数として、正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず

- ・期間の定めなく雇用されている者
- ・過去 1 年以上雇用されている者または雇入れから 1 年以上の雇用が見込まれる者

※詳細については、別添のチラシをご覧ください。

(本文書について)
石川県少子化対策監室
結婚支援・ワークライフバランス推進グループ 福島、鶴飼
TEL:076(225)1494
E-mail:wlb@pref.ishikawa.lg.jp